官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○船舶法施行細則の一部を改正する省令（国土交通六二）　二
〔その他告示〕
○本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件（金融庁六〇）　二
○公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（法務九七）　三
○寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件の一部を改正する件（財務一四七）　三
○保安林の指定をする件（農林水産八五九～八六六）　四
○肥料を登録した件（同八六七、八六八）　四
○特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件の一部を変更する件（同八六九）　五
○海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件の一部を改正する件（国土交通四三三）　六
○高速自動車国道に関する件（同四三四）　七
○租税特別措置法施行令第二十六条第十八項及び第二十六条の四第十七項の規定に基づき、令和二年国土交通省告示第七百八号の一部を改正する件（同四三五）　七
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同四三六）　七
○道路に関する件（中部地方整備局六七）　七
〔国会事項〕
財務省　七
〔人事異動〕
官庁事項　七
〔皇室事項〕
登録講習機関の登録に関する件（金融庁）　七
〔官庁報告〕
登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示（国土交通省）　七
国家試験
令和七年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について（環境省）　七
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配三六）　八
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　三〇

省　令

○国土交通省令第六十二号

船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第四十一条の規定に基づき、船舶法施行細則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

船舶法施行細則の一部を改正する省令

船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
第三条ノ二　船舶法第三条但書ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケントスルトキハ管海官庁（不開港場ヘノ寄港ノ特許ニ在リテハ当該不開港場、日本各港ノ間ニ於ケル物品又ハ旅客ノ運送ノ特許ニ在リテハ当該物品ノ船積地又ハ当該旅客ノ乗船地ヲ管轄スル地方運輸局長（運輸監理部長ヲ含ム）ヲ経由シ申請書ヲ提出スヘシ但国土交通大臣ニ於テ適当ト認ムルトキハ管海官庁ヲ経由スルコトヲ要セス ②　前項ノ規定ニ依ル申請書ノ提出ハ国土交通大臣ガ其ノ都度ノ申請ノ必要ナシト認ムル場合ニ於テハ一定ノ期間内ノ不開港場ヘノ寄港又ハ日本各港ノ間ニ於ケル物品若クハ旅客ノ運送ニ関シ一括シテ為スコトヲ得	**第三条ノ二**　船舶法第三条但書ノ規定ニ依リ特許ヲ受ケントスルトキハ管海官庁（不開港場寄港ノ特許ニ在リテハ当該不開港場、日本各港ノ間ニ於ケル物品又ハ旅客ノ運送ノ特許ニ在リテハ当該物品ノ船積地又ハ当該旅客ノ乗船地ヲ管轄スル地方運輸局長（運輸監理部長ヲ含ム）ヲ経由シ申請書ヲ提出スヘシ （新設）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

その他告示

○金融庁告示第六十号

金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の規定に基づき、本庁監理金融商品取引業者等を指定する件（平成十九年金融庁告示第九十号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二日

金融庁長官　井藤　英樹

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（金融商品取引業者等） **第一条**　金融商品取引法施行令第四十二条第二項及び第四十二条の二第二項の金融庁長官の指定する金融商品取引業者、取引所取引許可業者、特例業務届出者及び海外投資家等特例業務届出者は、次に掲げる者とする。 ［一～七十三　略］ ［号を削る。］ 七十四～七十八　［略］ 七十九　ＳＭＢＣグローバル・インベストメント＆コンサルティング株式会社 八十～百十　［略］	（金融商品取引業者等） **第一条**　［同上］ ［一～七十三　同上］ 七十四　伊藤忠商事株式会社 七十五～七十九　［同上］ 八十　日興グローバルラップ株式会社 八十一～百十一　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○法務省告示第九十七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年六月二日

法務大臣　鈴木　馨祐

横浜地方法務局所属　中村　誠

神戸地方法務局所属　田中　眞理

岐阜地方法務局所属　蔦　啓一郎

○財務省告示第百四十七号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条第二項第二号及び法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第三十七条第三項第二号の規定に基づき、寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金を指定する件（昭和四十年五月大蔵省告示第百五十九号）の一部を次のように改正する。

令和七年六月二日

財務大臣　加藤　勝信

別表に次のように加える。

宗教法人應聲教院（静岡県菊川市中内田九百十五番地）	重要文化財として指定されている宗教法人應聲教院の応声教院山門の保存修理の費用	令和七年六月二日から令和八年六月一日まで

○農林水産省告示第八百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県葦北郡芦北町大字宮浦字大丸四六九、四七〇の一、四七一、四七二、四七三の一、四七五から四八一まで、四八二の一、四八二の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大丸四六九・四七〇の一・四七一・四七二・四七三の一・四七五から四八一まで・四八二の一・四八二の二（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び芦北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡益城町大字杉堂字北小坂一二九二の二、一三三四の二、一三三六、字潮井一三六〇、一三六六の一、一三八三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字潮井一三六〇・一三六六の一・一三八三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び益城町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町葛原字小田ノ本一〇三六、一〇三八の三、一〇三八の六、一〇三八の七、字市ノ野一〇五〇から一〇五三まで、一〇五八・一〇五九合併、一〇六〇・一〇六一合併

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小田ノ本一〇三八の六・一〇三八の七・字市ノ野一〇五〇から一〇五三まで・一〇六〇・一〇六一合併（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字湯山字秋川二四四九の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　岩手県一関市藤沢町黄海字本沢八六の三・一二〇の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岩手県庁及び一関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県丹生郡越前町大谷寺五四字東天宮谷一の一、二、三、五五字堂山三五の一、三六

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び越前町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県福井市大年町六八字寺下平三七、三八、五一、一〇字寺ノ台一一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　保安林の所在場所　福井県福井市大味町五七字大平四三、五八字上シャコ六の一、六の二、七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

（一）　立木の伐採の方法

２１　主伐は、択伐による。

２２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　もの間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二）　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福井県庁及び福井市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六十七号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年四月二十五日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109435号	化成肥料	有機入り野菜向け肥料008	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡２丁目７番67号
生第109442号	混合堆肥複合肥料	ベジスマイル267	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109446号	液状肥料	くみあい緩効性窒素入りペーストG502	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第109451号	液状肥料	WONDA液	ロイヤル　インダストリーズ株式会社	東京都狛江市和泉本町１丁目15番19号

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109425号	熔成りん肥	粒状BMようりん20％	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地
生第109427号	熔成りん肥	砂状BMようりん20％	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地
生第109433号	化成肥料	くみあいけい酸加里入り複合塩加燐安777	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第109441号	混合堆肥複合肥料	ウェルスマイル268	株式会社ことぶき	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109459号	尿素	DMK窒素44	片倉コープアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目８番10号
生第109465号	化成肥料	くみあいけい酸加里入り塩加燐安240号	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖宇部5254番地の７
輸第109426号	配合肥料	SCU配合3511	叶産業株式会社	大阪府大阪市中央区伏見町二丁目６番６号
輸第109429号	液状肥料	VITAスローオールM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第109430号	液状肥料	VITAスローNM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第109431号	化成肥料	TGアンカーMP 338 GM	丸善薬品産業株式会社	大阪府大阪市中央区道修町二丁目４番７号
輸第109434号	硫酸アンモニア	硫酸アンモニア	東山物産株式会社	大阪府藤井寺市岡２丁目７番67号
輸第109436号	液状肥料	AHS液肥17号	味の素ヘルシーサプライ株式会社	東京都中央区京橋一丁目19番８号
輸第109439号	被覆窒素肥料	硫黄被覆尿素　SCU 34	株式会社交洋	三重県四日市市新正五丁目４番19号
輸第109452号	硝酸石灰	硝酸石灰３号	アンデス貿易株式会社	東京都千代田区内神田三丁目24番４号９STAGEKanda４階
輸第109455号	副産動植物質肥料	フィッシュパワー（FP）	株式会社泰安物産	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目22番６号
輸第109456号	炭酸カルシウム肥料	苦土石灰	株式会社泰安物産	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目22番６号
輸第109457号	副産石灰肥料	TAミネラル１号	株式会社泰安物産	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目22番６号
輸第109458号	硫酸アンモニア	結晶硫安１号	有限会社リファインドトレーディング	福岡県田川郡福智町赤池1051番地20
輸第109461号	副産肥料	18―11副産肥料	株式会社ホクレン通商	北海道札幌市中央区北４条西１丁目１番地
輸第109463号	塩化加里	塩化加里	和光化学株式会社	群馬県高崎市問屋町三丁目２番地の３
輸第109464号	尿素	尿素46.0	株式会社サラ	神奈川県横浜市都筑区荏田南四丁目24番24号
輸第109466号	熔成りん肥	18.0　粒状熔成りん肥	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目３番１号

2　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第八百六十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、令和七年五月十二日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が３年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109448号	混合堆肥複合肥料	SHK有機入り複合605	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目３番４号
生第109475号	化成肥料	ペレットMO670号	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第109476号	化成肥料	マルナカ複合肥料　新531B	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号
生第109477号	化成肥料	マルナカ複合肥料　新835	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号
生第109491号	液状肥料	有機入り亜リン酸液肥684	株式会社アイム	埼玉県北葛飾郡杉戸町大島291番地

有効期間が６年であるもの

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第109453号	液状肥料	BioSもろみTurf	パネフリ工業株式会社	京都府京都市下京区神明町724
生第109460号	熔成けい酸りん肥	粒状熔成けい酸りん肥	南九州化学工業株式会社	宮崎県児湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地
生第109462号	被覆窒素肥料	36.0被覆尿素（PSCU―T）	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10
生第109471号	配合肥料	New ウォーターファーム　イチゴトマト用	株式会社サンセイ	岐阜県岐阜市川部２丁目149番地
生第109494号	液状肥料	NCTA液肥G１号	NCTアグリ株式会社	東京都千代田区外神田一丁目18番13号
輸第109449号	液状肥料	パナケアMA Original	株式会社ハイポネックスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃１丁目１番94号
輸第109454号	液状肥料	AHS液肥16号	味の素ヘルシーサプライ株式会社	東京都中央区京橋一丁目19番８号
輸第109469号	たばこくず肥料粉末	たばこくず肥料A号	丸石株式会社	静岡県焼津市上新田1035番地の１
輸第109473号	硫酸苦土肥料	B021	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第109474号	硫酸苦土肥料	B022	ベイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目１番２号
輸第109483号	混合有機質肥料	トビタマイルド	株式会社サンアンドホープ	福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地の２
輸第109488号	化成肥料	17.5―45.5―38燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109490号	化成肥料	17.5―45.5―39燐安	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目１番７号
輸第109492号	配合肥料	SKコート10号配合肥料P404	三誠国際株式会社	東京都千代田区神田神保町三丁目２番１号サンライトビル701
輸第109493号	配合肥料	SKコート６号配合肥料P414	三誠国際株式会社	東京都千代田区神田神保町三丁目２番１号サンライトビル701
輸第109495号	配合肥料	配合肥料29―９―９	株式会社日幸商事	静岡県静岡市清水区横砂本町18番26号
輸第109496号	配合肥料	配合肥料18―18―18	株式会社日幸商事	静岡県静岡市清水区横砂本町18番26号
輸第109497号	配合肥料	配合肥料９―50―７	株式会社日幸商事	静岡県静岡市清水区横砂本町18番26号

２　保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）

肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格（肥料の品質の確保等に関する法律第４条第１項第３号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格）は、次のとおりである。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。）

○農林水産省告示第八百六十九号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和六年十一月二十一日農林水産省告示第二千百四十五号（特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和七年六月二日

農林水産大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第三　（略）

第四　まいわし対馬暖流系群

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
島根県	95,900
（略）	（略）
長崎県	70,000
（略）	（略）

三　（略）

第五～第九　（略）

改正前

さんま、まあじ、まいわし太平洋系群、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群、うるめいわし対馬暖流系群、かたくちいわし太平洋系群、かたくちいわし瀬戸内海系群及びまだい日本海西部・東シナ海系群に関する令和７管理年度（令和７年１月１日から同年12月31日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。

第一～第三　（略）

第四　まいわし対馬暖流系群

一　（略）

二　都道府県別漁獲可能量（法第15条第１項第２号関係）

法第15条第１項第２号の都道府県別漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる都道府県ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

（単位：トン）

都道府県	都道府県別漁獲可能量
（略）	（略）
島根県	115,900
（略）	（略）
長崎県	50,000
（略）	（略）

三　（略）

第五～第九　（略）

○国土交通省告示第四百三十三号

海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第六条第三項の規定に基づき、令和五年国土交通省告示第百四十六号（海岸保全施設に関する直轄工事を国土交通大臣が施行する件）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

工事の区域の欄を次のように改める。

保全区域の区域	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)の地点と(6)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸
(1)	千葉県船橋市日の出二丁目二一番地内（北緯三五度四一分〇一秒、東経一三九度五九分〇〇秒）の地点
(2)	(1)の地点から二〇〇度二八分〇三秒二三三・八一四メートルの地点
(3)	(2)の地点から二八五度五五分一七秒三四二・五五一メートルの地点
(4)	(3)の地点から一九五度五五分一七秒五〇・〇二九メートルの地点
(5)	(4)の地点から一〇五度五五分二七秒四一三・八一一メートルの地点
(6)	(5)の地点から二〇度二八分三五秒二七八・〇五七メートルの地点
保全区域の区域	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(7)の地点と(10)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸
(7)	千葉県船橋市日の出二丁目二一番地内（北緯三五度四一分〇九秒、東経一三九度五九分〇三秒）の地点
(8)	(7)の地点から二〇〇度三九分二四秒一七二・三〇七メートルの地点
(9)	(8)の地点から一一〇度三九分二四秒七六・四一一メートルの地点
(10)	(9)の地点から二二度〇七分三六秒一七二・三六一メートルの地点
保全区域の区域	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(11)の地点と(19)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸
(11)	千葉県船橋市日の出一丁目二二番地内（北緯三五度四一分一八秒、東経一三九度五八分五七秒）の地点
(12)	(11)の地点から一二二度〇八分二四秒二六〇・八六四メートルの地点
(13)	(12)の地点から七六度五四分〇七秒一二・三二二メートルの地点
(14)	(13)の地点から一一〇度三九分二四秒七四・九四五メートルの地点
(15)	(14)の地点から二二度〇七分三六秒五三・二三一メートルの地点
(16)	(15)の地点から三四二度〇八分〇九秒四五・〇〇六メートルの地点
(17)	(16)の地点から三〇二度〇八分三一秒二三〇・五二五メートルの地点
(18)	(17)の地点から二八九度五六分二三秒七九・五四八メートルの地点
(19)	(18)の地点から二四五度四五分二六秒八・六六一メートルの地点
保全区域の区域	次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(20)の地点と(25)の地点とを結んだ線により囲まれた海岸
(20)	千葉県船橋市湊町地先（北緯三五度四一分二四秒、東経一三九度五九分一二秒）の地点
(21)	(20)の地点から一一二度〇七分二九秒七七・七〇九メートルの地点
(22)	(21)の地点から二二度三〇分一一秒六四・一〇五メートルの地点
(23)	(22)の地点から一一二度三一分〇六秒七二・三九六メートルの地点
(24)	(23)の地点から一九度五七分五八秒五九・七五四メートルの地点
(25)	(24)の地点から二九一度四六分五九秒一四八・二二四メートルの地点

○国土交通省告示第四百三十四号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二日から三十日間国土交通省北海道開発局において一般の縦覧に供する。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

路線名	供用区間	供用開始の期日
北海道横断自動車道黒松内釧路線	北海道上川郡清水町字清水一〇二八番一から同道上川郡清水町字清水一〇〇〇番三五まで	令和七年六月三日五時

○国土交通省告示第四百三十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条第十八項及び第二十六条の四第十七項の規定に基づき、令和二年国土交通省告示第七百八号の一部を次のように改正する。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

「一般財団法人北海道警察職員互助会　北海道札幌市中央区北二条西七丁目北海道警察本部内」及び「一般財団法人岩手県警察職員互助会　岩手県盛岡市内丸八番一〇号」を削り、「市場町一番一号」を「中央四丁目一三番一〇号」に、「宇田川町四一番一号」を「神山町七番一〇号」に改め、「一般財団法人石川県警察職員互助会　石川県金沢市鞍月一丁目一番地」及び「一般財団法人兵庫県職員互助会　兵庫県神戸市中央区下山手通五丁目一〇番一号」を削り、「法蓮町七五七奈良県奈良総合庁舎内」を「大安寺一丁目二三番二号」に改め、「一般財団法人広島県職員互助会　広島県広島市中区基町一〇番五二号広島県庁内」及び「一般財団法人長崎県職員互助会　長崎県長崎市尾上町三番一号」を削り、「三八」の下に「大分県教育会館内」を加え、「一般財団法人大分県職員互助会　大分県大分市大手町三丁目一番一号大分県庁内」を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第四百三十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、令和七年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一	(一)	砂防法第二条の土地に係る河川の名称　岩ノ谷
	(二)	砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域 高知県吾川郡いの町高藪 字ケヤキ山　一三八番七　一号から九号まで 二二一番二　十号　十一号及び十二号 字土居　六〇番一　十三号から十八号まで 一六二番一
二	(一)	砂防法第二条の土地に係る河川の名称　ハイノキョウ上谷
	(二)	砂防法第二条の土地の表示　次に掲げる土地に存する標柱一号から三十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域 高知県長岡郡大豊町西峰 字コヲタキ　四五八九番一　一号及び二号 字キウ子　二七五五番　三号 字大ヒガシ　四五八四番　四号 四五八三番　五号 字コヲシン　四五二二番一　六号 四五二一番一　七号 四五一七番　八号及び九号 字ヨシモカ　二四八二番一　十号から十四号まで 四五一六番　三十三号 四五一三番一　十五号から二十九号まで 四五一二番一　三十号から三十二号まで

○中部地方整備局告示第六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年六月二日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年六月二日

中部地方整備局長　佐藤　寿延

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　百五十三号

㈢　道路の区域

区間　長野県下伊那郡阿智村浪合一六四六番一から同村浪合一一三九番七二まで

変更前　敷地の幅員　一七・六〇～四二・七一メートル

変更後　敷地の幅員　一〇・九七～四二・七一メートル　一〇・〇四六キロメートル

㈣　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

五月二十九日委員長から提出した議案は次のとおりである。

行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出）

議事日程

五月三十日の議事日程は次のとおり。

令和七年五月三十日（金曜日）

午後一時開議

第一　円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律案（内閣提出）

第二　資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）

第三　行政書士法の一部を改正する法律案（総務委員長提出）

参議院

議事日程

五月三十日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十四号

令和七年五月三十日（金曜日）

午前十時開議

第一　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　航空法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　保険業法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

報告書提出

五月二十九日委員長から次の報告書を提出した。

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律案（閣法第四三号）審査報告書

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第四四号）審査報告書

航空法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）審査報告書

保険業法の一部を改正する法律案（閣法第三七号）審査報告書

国立国会図書館

辞令

神尾真知子　福田　紀夫　山田　洋

国立国会図書館職員倫理審査会委員を委嘱する（各通）（五月三十一日）

人事異動

財務省

筒井　義信

日本銀行参与に任命する

十倉　雅和

願に依り日本銀行参与を免ずる（以上五月二十九日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、クロアチアの国祭日につき、五月二十九日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

登録船舶職員養成施設の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次の登録船舶職員養成施設より登録事項の変更の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　登録船舶職員養成施設の名称　愛媛県立宇和島水産高等学校

二　登録船舶職員養成施設の種類

（変更前）四級海技士（航海）第一種養成施設

五級海技士（航海）第一種養成施設

内燃機関四級海技士（機関）第一種養成施設

内燃機関五級海技士（機関）第一種養成施設

（変更後）四級海技士（航海）第一種養成施設

内燃機関四級海技士（機関）第一種養成施設

三　変更年月日　令和七年四月一日

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の三十六第一項の規定に基づき、登録講習機関として、次の者を登録したので、同法第二十四条の五十第一号の規定に基づき、公示する。

令和七年六月二日　金融庁長官　井藤　英樹

一　名称　株式会社Ｇａｋｋｅｎ　ＬＸ

二　登録日　令和七年六月二日

国家試験

令和７年度における土壌汚染調査技術管理者試験の実施について

令和７年度における土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成14年環境省令第23号）第11条に規定する技術管理者試験の実施について、同令第12条の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和７年６月２日

環境大臣　浅尾慶一郎

1　令和７年度技術管理者試験（以下「試験」という。）を行う期日　令和７年11月９日（日曜日）

2　試験を行う場所　仙台市、東京都、名古屋市、大阪市及び福岡市

3　受験申請書の提出期限及び提出先　受験申請は、インターネットによる受験申請書の提出又は書面による受験申請書の提出（郵送による受付）のいずれかの方法により、次のとおり受け付ける。

（受付期間）

令和７年７月１日（火曜日）から同年８月６日（水曜日）まで

（提出方法）

イ．インターネットによる受験申請書の提出

土壌汚染調査技術管理者申請サイトから、受験申請サイトにアクセスして受験申請書の提出を行うこと。

ロ．書面による受験申請書の提出
土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局（日本郵便株式会社春日部郵便局郵便私書箱第５号，電話番号048（731）3232）に，簡易書留扱いにより郵送すること。（令和７年８月６日（水曜日）までの消印のあるものに限る。）

４　その他　試験の受験申請書等の入手方法その他試験の実施に関する問い合わせは，令和７年６月２日（月曜日）以降，土壌汚染調査技術管理者試験運営事務局に対して行うこと。

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定に基づき、次の地図及び簿冊を同条第二項の規定により認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年五月十五日付けで指定したので、同条第八項の規定に基づき公告する。

令和七年六月二日

国土交通大臣　中野　洋昌

測量及び調査を行った者の名称	申請を行った者の名称	地図及び簿冊の名称	測量及び調査を行った地域
射水市	射水市長	射水市旧斎場跡地利活用に伴う地籍整備事業　地図及び調査簿	富山県射水市寺塚原の一部
宮城県	宮城県知事	大里地区　経営体育成基盤整備事業　確定図及び調査簿	宮城県栗原市瀬峰の一部
岐阜県	岐阜県知事	県営経営体育成基盤整備事業小泉地区の確定測量図及び調査簿	岐阜県恵那市明智町大泉字他ノ平、字六斗蒔、字薬師平、字下矢、字久手尻、字細田、字滝上、字藤塚、字大沢、字細の各一部
岐阜県	岐阜県知事	県営中山間地域総合整備事業えな南部地区の確定測量図及び調査簿	岐阜県恵那市明智町東方字馬木坂の一部
愛知県住宅供給公社	愛知県住宅供給公社理事長	県営諏訪住宅境界確定測量に伴い作成した確定測量図及び調査簿	愛知県豊川市新道町一丁目の一部
四国地方整備局　徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一般国道192号東みよし町役場前交差点改良工事の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県三好郡東みよし町加茂の一部
宮城県	宮城県知事	気仙沼地区最知工区農山漁村地域復興基盤総合整備事業　土地所在図及び調査簿	宮城県気仙沼市岩月の一部、最知の一部、長磯の一部
三重県鈴鹿建設事務所	三重県鈴鹿建設事務所長	一般国道306号鈴鹿亀山道路道路改良事業に伴い作成した地図及び調査簿	三重県亀山市川崎町字植田中の一部、三重県亀山市田村町字女ヶ坂の一部及び三重県亀山市田村町字名越の一部
四国地方整備局　大洲河川国道事務所	四国地方整備局長	一般国道56号嵐視距改良事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	愛媛県宇和島市津島町嵐字曲り坂の一部、愛媛県宇和島市津島町嵐字中川原の一部
四国地方整備局　徳島河川国道事務所	四国地方整備局長	一般国道55号桑野道路事業の用地取得に伴い作成した地図及び調査簿	徳島県阿南市長生町西山の一部、タイトウ尻の一部、岡田の一部、楠木谷の一部、豊田の一部、柳木谷の一部
宮城県	宮城県知事	岩沼西部地区　農村地域復興再生基盤総合整備事業　確定図及び調査簿	宮城県岩沼市南長谷の一部、北長谷の一部、武隈の一部
宮城県	宮城県知事	気仙沼地区田の沢工区　農山漁村地域復興基盤総合整備事業　土地所在図及び調査簿	宮城県気仙沼市本吉町田の沢の一部

１　処分をした年月日　令和７年５月９日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　ニッコー株式会社　三谷　明子　石川県白山市相木町383　国土交通大臣許可（般－４）第6532号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　令和７年５月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第５号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公　　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。
令和７年６月２日
北陸地方整備局長　髙松　　論

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算終結

令和６年（ヒ）第１１号
埼玉県所沢市大字南永井840番地の２
清算株式会社　サンワ化学工業株式会社
代表清算人　青山　昌勝
１　決定年月日　令和７年５月19日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和６年（ヒ）第２０９１号
東京都江戸川区中央２丁目20番２号
清算株式会社　株式会社起光建装
１　決定年月日　令和７年５月16日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

		給与所得者等再生による再生手続開始	
	小規模個人再生による再生計画不認可		
			給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
			給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二日

東京都中央区銀座七丁目一五番八号タウンハイツ銀座四〇六

（甲）合同会社ヴェリテ
代表社員　原田　宏昌

東京都世田谷区玉川三丁目二〇番二号マノア玉川第三ビル五〇一

（乙）合同会社ラギッド
代表社員　原田　宏昌

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＧＩＦＵ　ＳＯＬＡＲ　ＰＡＲＫ　１合同会社（住所東京都江戸川区船堀二丁目二〇番七号シティハウスＡ棟二〇四）に対して当社の岐阜２０ＭＷ太陽光発電事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

当社の株主総会の承認決議は令和七年五月二十三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十三日
掲載頁　三十五頁（号外第一一四号）
令和七年六月二日
東京都江戸川区船堀二丁目二〇番七号シティハウスＡ棟二〇四
ＬＯＨＡＳ　ＥＣＥ　ＳＰＡＩＮ　ＧＩＦＵ株式会社
代表取締役　ピーラデッシュ・パッタナチャン

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＳｔａｒＮｅｔ　Ｈｏｌｄｉｎｇｓ株式会社（住所東京都千代田区九段南一丁目六番五号九段会館テラス）に対して当社のホールディングス事業に関する権利義務の一部を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

確定した最終事業年度はありません。

令和七年六月二日

東京都千代田区九段南一丁目六番五号九段会館テラス
ＡＲＫ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社
代表取締役　程　昱琪

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するフープラス株式会社（住所滋賀県彦根市幸町七四番地一）に対して当社の不動産賃貸業および資産管理事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

当社の株主総会の承認決議は令和七年五月二十三日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和六年七月三十日
掲載頁　九〇頁（号外第一八〇号）
令和七年六月二日
滋賀県彦根市幸町七四番地一
ドリームフーズ株式会社
代表取締役　山本　英柱

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二日

札幌市中央区北五条西六丁目一番第二北海道通信ビル三〇八号

合同会社Ｎｅｘｔ　Ｉｎｔｅｒｆａｃｅ

代表社員　後藤　昂平

代表社員　遠藤　大聡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二日

札幌市中央区南二条西四丁目一〇番地一

合同会社ＨＰＪ

代表社員　山田　陽一

組織変更公告

当社は株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二日

山形県酒田市亀ヶ崎六丁目三番二一号

合同会社エス・コーポレーション

代表社員　佐々木　誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二日

東京都港区海岸一丁目九番一一号マリンクス・タワー一階

ＦＴＡＧ　Ｊａｐａｎ　ＰＭ合同会社

代表社員　スン・キャン・ペン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二日

東京都中央区銀座一丁目一二番四号

セオリ合同会社

代表社員　友瀬　雄也

組織変更公告

当農事組合法人は、令和七年五月二十三日開催の総会決議により、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年六月二日

岐阜県海津市平田町今尾一七〇七番地

農事組合法人今尾営農

理事　杉野　史和

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社スアベシトとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二日

大阪市北区堂山町一五番四―一〇一六号

スアベシト合同会社

代表社員　中里　俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二日

福岡市東区千早四丁目一五―一二―三〇九号

合資会社ハイスコア

代表社員　久野　俊平

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億七百八十三万九千三百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年六月二日

東京都渋谷区恵比寿一―一八―一四恵比寿ファーストスクエア九階

バリュークリエーション株式会社

代表取締役　新谷　晃人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年六月二日

掲載頁　二頁

令和七年六月二日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号

株式会社シェルパスタジオ

代表取締役　川崎龍一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四百六十万二千五百円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和七年七月二十四日であり、株主総会の決議は、令和七年五月十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年一月二十四日

掲載頁　一二三頁（号外第十四号）

令和七年六月二日

大阪府東大阪市中石切町三丁目七番四九号

コーキン化学株式会社

代表取締役社長　田丸　亮一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千十六万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　長崎新聞

掲載の日付　令和六年十一月三十日

掲載頁　二十三頁

令和七年六月二日

長崎県南島原市有家町原尾二九六七番地

第一商事株式会社

代表取締役　白石　純也

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、基準日から三箇月以内に開催される臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年六月二日

東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号

日本テクノ株式会社

代表取締役社長　馬本　英一

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年六月二十五日を基準日と定め、同日午前〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年六月二日

大分県大分市大字中ノ洲二番地

クラサスケミカル株式会社

代表取締役　福田　浩嗣

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年六月二日

群馬県桐生市東四丁目一〇番一九号

株式会社梁瀬産業社

代表取締役　森山　俊男

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二日

宮城県仙台市若林区卸町三丁目三番一九

株式会社メーリングジャパン

代表取締役　藤原　雄一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

令和七年六月二日

東京都港区赤坂二丁目五番一号

株式会社ブロードリッジ・ジャパン

代表取締役　ジェームス・マーズデン

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二日

東京都港区赤坂二丁目五番一号

株式会社ブロードリッジ・ジャパン

代表取締役　ジェームス・マーズデン

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二日

東京都中央区日本橋堀留町二丁目三番三号

株式会社シルド

代表取締役　八木　克敏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二日

新潟市中央区新光町一番地一一

株式会社テレビ新潟放送網

代表取締役　正力源一郎

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

令和七年六月二日

新潟県長岡市呉服町一丁目四番地五

越後製菓株式会社

代表取締役　吉原　忠彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二日

京都市南区吉祥院向田東町一六番地

株式会社トヨタレンタリース京都

代表取締役　西村　勇

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年六月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二日

大阪市西区京町堀二丁目六番二〇―八〇七号

株式会社大阪陶業社

代表取締役　野村　誠宏

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二日

広島市中区紙屋町一丁目四番四号

株式会社ちゅうせき

代表取締役　年光　好基

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年六月二日

徳島市中前川町五丁目一番地一

徳島トヨタ自動車株式会社

代表取締役　髙瀬　謙一

株式併合につき通知公告

当社は、株式四十五株を一株に併合することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和七年六月二十五日であり、同日における発行可能株式総数は二千八百株となります。

令和七年六月二日

岡山県倉敷市北浜町七番二七号

株式会社明友社

代表取締役　原田　真一

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である髙山知也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Freeman Ridge Limited

日本における代表者　髙山　知也

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和七年七月四日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和七年六月二日

東京都港区新橋二丁目一六番一号ニュー新橋ビル五〇六　有限会社ピイ・アイ・エス

代表取締役　木根田義也

任意清算公告

当社は、令和七年四月十八日をもって解散いたしました。ついては、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年六月二日

山梨県中巨摩郡昭和町清水新居一五〇五番地

合資会社Ｆ・コーポレーション

代表社員　深沢　邦夫

基準日設定及び定款変更につき通知公告

当社は、令和七年五月十五日開催の取締役会の決議により、令和七年六月二十二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を千株に分割することを定めました。

併せて、定款を変更して発行可能株式総数を一億株とし、単元株制度を採用して一単元を百株とすることを定めましたので、公告します。

なお、効力発生日は、いずれも令和七年六月二十三日です。

令和七年六月二日

東京都新宿区西新宿一丁目二五番一号

日本テクノ株式会社

代表取締役社長　馬本　英一

訂正公告

令和七年四月三十日（号外第九十七号）三ページ掲載の適格機関投資家に関する公告中、(61)の名称「アニアケ・キャピタル・マネージメント・ニーニーニッチ」とあるのは「アニアケ・キャピタル・マネージメント・ニーニーニッチ」の誤りにつき訂正します。

令和七年六月二日

金融庁長官　井藤　英樹

取消公告

令和七年五月二十六日掲載の左記会社に係る準備金の額の減少公告は取り消します。

令和七年六月二日

東京都千代田区麹町一丁目一二番地一

株式会社ワークスアプリケーションズ

代表取締役　秦　修

正誤

ページ	段	行	誤	正
令和七年一月十四日褒賞欄中（原稿誤り）				
八	四	八	「株式会社増田組」	は削る。